

記

- 一 従業員八職工四十五名ノ解雇シ認ムルコト
 - ✓ 二 會社ハ四十五名ニ對スル解雇手當及其ノ他一切ノ費用トシテ
二万一千圓シテ給マレルコト
 - 三 交渉中ノ回給ハ別ニ支給ス
 - 四 九月分ヨリ終末ノ皆勤手當ヲ日給一日分トスルコト
 - 五 出張旅費ハ終末ノ二円五十知シニ付トス
- 右及申(通)紙領也

6. 8. 11
2863

労働基準法 五九四條

昭和六年八月六日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏殿
 社会局長 官殿
 大阪府知事 殿

大阪馬車舞臺労働手當交渉ニ関スル件

大阪市西區正津守町七六九

馬車舞臺 所

右工場ニ於テ七月十五日工場閉鎖ニ發端目下手當中
 由十九日同工場代表者古川敏八氏工ノ退職手當ニ發